

令和5年7月3日

保険薬局 開設者 様

東海北陸厚生局

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険薬局は、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、本年7月1日現在で貴薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか、下記の手順により貴薬局で確認して、施設基準の要件を満たしていないものがある場合に限り、「施設基準の届出の確認について（報告）」を作成し報告してください。

下記の確認結果にかかわらず、ホームページの【薬局】の報告様式欄に掲載している「令和5年度施設基準実施状況報告書（鑑）」及び「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）」は必ず提出してください。

記

1. 施設基準の確認手順について

(1) 施設基準の要件の確認

- ① 7月1日現在で貴薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴薬局で確認してください。
- ② 貴薬局が届け出ている施設基準が不明の場合は、東海北陸厚生局ホームページに掲載している「施設基準の届出受理状況」を御参照ください。

(2) 施設基準の要件を確認した結果

① すべて要件を満たしている場合

「施設基準の届出の確認について（報告）」の作成は不要です。

「薬局に係る定例報告について」の「薬局の報告様式一覧」の「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）」及び「令和5年度施設基準実施状況報告書（令和5年7月1日現在）」（表紙）を提出してください。

② 要件を満たしていないものがある場合

「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名を記入の上、「要件を満たしていない施設基準の「辞退届」と併せて提出してください。

さらに、「薬局に係る定例報告について」の「薬局の報告様式一覧」の

「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）」及び「令和5年度施設基準実施状況報告書（令和5年7月1日現在）」（表紙）も併せて提出してください。

2. 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、調剤報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴薬局で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、調剤報酬を算定できませんので、御留意ください。

（届出が不要となっている施設基準の例）

※ この施設基準のみ要件を満たさない場合は、上記1（2）の報告は不要です。

- ・調剤管理加算
- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算
- ・服用薬剤調整支援料2のイ

3. 郵送先及び問い合わせ先

前記の報告書等は保険薬局が所在する県を管轄する事務所（愛知県にあつては指導監査課）に郵送にて提出してください。

県	郵送先 お問い合わせ先	
愛知県	東海北陸厚生局 指導監査課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階 電話 052-228-6179
富山県	東海北陸厚生局 富山事務所	〒930-0085 富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎5階 電話 076-439-6570
石川県	東海北陸厚生局 石川事務所	〒920-0024 金沢市西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎7階 電話 076-210-5140
岐阜県	東海北陸厚生局 岐阜事務所	〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階 電話 058-249-1822
静岡県	東海北陸厚生局 静岡事務所	〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎3階 電話 054-355-2015
三重県	東海北陸厚生局 三重事務所	〒514-0033 津市丸之内26-8 津合同庁舎4階 電話 059-213-3533